

削除・新規・見直し事業一覧

※ 事業名の末尾の(番号)は現プランの事業番号です。

資料 4

事業番号 / 事業名		事業内容	理由	所管課
1 子育て家庭優待事業の実施 (38-3)	削除	「はぐみんカード」の利用促進を図り、子育て家庭を地域社会全体で支える機運の醸成を図る。	男女共同参画の視点でとらえると実効性が低いと考えられるため、プランからは削除する。事業は継続。	子ども政策課
2 福祉のつどい(50-1/61-1)	削除	障がい者の社会参加や一般市民の福祉に対する理解が深まるよう福祉のつどいを開催する。	男女共同参画の視点でとらえると実効性が低いと考えられるため、プランからは削除する。事業は継続。	高齢福祉課 (社会福祉協議会)
3 ITを活用した情報提供の充実 (59-2)	削除	①あいち電子自治体推進協議会が運営する共同利用型施設予約システムを利用したスポーツ施設、公民館等会議室のインターネットを利用した予約サービスの提供。 ②生涯学習情報サイト「まなびや選科」における、講座、講師、団体等の情報提供。	①については、利用状況の確認と予約の手段であるため、プランで取り上げる必要はないと考える。②については、人材育成セミナーの情報提供(新事業31)で取り上げる。	生涯学習課
4 高齢者・障がい者との交流促進 (60-1)	削除	世代間交流事業として高齢者・障がい者と保育園児・小学生のふれあい、交流を促進する。	男女共同参画の視点でとらえると実効性が低いと考えられるため、プランからは削除する。事業は継続。	保育課 学校教育課
5 人にやさしいまちづくり事業の推進(64-1)	削除	「人にやさしい街づくりの推進」を図るため、市内における民間既存施設の改善措置に対して、民間施設改善助成金を交付する。	過去5年間において、実績がないため、プランからは削除する。事業は継続。	高齢福祉課
6 3 市民活動団体との協働による意識啓発事業の展開	新規	市民活動団体による事業の企画立案・運営や共催など、市民との協働により意識啓発を推進する。	男女共同参画意識の高い市民との協働による意識啓発や情報発信により市民への男女共同参画への理解が深まることが期待される。	男女共同参画課 青少年女性センター

事業番号 / 事業名		事業内容	理由	所管課
7 5 企業における男女共同参画推進状況の把握	新規	市内の企業における男女共同参画推進状況を把握する。	市内の企業における女性管理職の登用状況、育児・介護休業の取得状況など把握し、企業における男女共同参画推進の資料とする。	男女共同参画課
8 9 男女共同参画に関する啓発・学習の全市的展開	新規	青少年女性センターから、各施設に対して、男女共同参画に関する講座の企画案の紹介や情報等を提供する。また、市民向けのイベント等により意識啓発を行う。	市の男女共同参画を推進する拠点として情報等の発信をすることにより、青少年女性センターの充実をはかる。	青少年女性センター (男女共同参画課)
9 12 男性相談窓口の開設	新規	夫婦関係、家庭や職場での悩みや不安、自分の生き方など男性が抱えるさまざまな悩みに対して相談を受ける専門員を配置する。	年間の自殺者数から、女性だけではなく、ジェンダーに縛られ生きづらさを抱えている男性も多いと考えられる。	青少年女性センター
10 23 教育現場におけるメディアリテラシー教育の実施	新規	インターネットを始め、様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、児童・生徒が課題や目的に応じて必要な情報を主体的に選択、判断できる能力を育成する。	携帯電話やパソコン等から容易にさまざまな情報を得ることができる中で、情報が生活に及ぼす影響や主体的に選択する能力を育てる必要がある。	学校教育課 子ども政策課
11 36 職場復帰研修の実施	新規	育児・介護休業取得者に対して、職場復帰プログラムを検討し、スムーズな職場復帰ができるよう研修を実施する。	出産や育児・介護休業の取得によって、一時的に仕事から離れる職員に対し、良好な職場関係を維持するとともに、安心してスムーズな職場復帰ができるよう、職場復帰研修を実施する。また、職場復帰への不安感を取り除くことにより、育児・介護休業の取得促進につなげる。	人事課 (企業活動支援課)
12 70 入札制度における優遇措置の導入	新規	一般競争入札総合落札方式を行う際に、男女共同参画などに積極的に取り組む企業を評価する。	男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、子育て支援に取り組む企業を、入札制度の中に積極的に評価する制度を創設し、企業の男女共同参画に関する意識の向上を図る。	総務課

	事業番号 / 事業名		事業内容	理由	所管課
13	14 ジェンダーに敏感な視点に立った教育の推進 男女混合名簿導入の推進(15-1)	見直し	保育園・小学校において、慣習的に使用されてきた男女別名簿を見直し、男女混合名簿を作成する。 →男女混合名簿活用の推進	保育園・小学校ともに男女混合名簿導入率が100%に達したことから、今後はその活用を推進する。	保育課 学校教育課
14	24 広報など行政情報紙の点検・見直し ガイドラインの作成(100-1)	見直し	市が作成する刊行物から性差別表現をなくすため、表現の例、記入例などを掲載した「職員研修マニュアル」を2009年4月に作成した。 →ガイドラインの更新	作成して3年を経過したことから、「職員研修マニュアル」を更新する。	男女共同参画課
15	26 審議会への女性委員登用推進 女性委員登用促進要綱の作成(18-2)	見直し	審議会への女性委員の登用を促進するため、「女性委員登用促進要綱」を作成した。 →事前協議の予告通知	事前協議の予告通知を実施することにより、審議会委員への女性の登用を促進する。	男女共同参画課